



宮 崎 県 公 報

平成21年10月22日（木曜日）第 2127 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共）1 年 36,000 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（財政課） 1

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………（会計課） 1

告 示

○救急病院の認定……………（医療業務課） 1

頁

○民有林の保安林の指定（5件）……………（自然環境課） 2
公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（商業支援課） 3

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………（ ） 3

○落札者等の公告（4件）…………… 3
収用委員会告示

○土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定による公示による通知…………… 4

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第40号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第38号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成21年10月23日とする。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第41号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(110) [略] <u>(111)～(527)</u> [略] [略]	別表第1（第3条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(110) [略] <u>(111) 汚染土壌処理業許可申請手数料</u> <u>(112)～(528)</u> [略] [略]

附 則

この規則は、平成21年10月23日から施行する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

告 示

1 名称及び所在地

宮崎県告示第 679号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

名 称	所 在 地

園田病院	小林市大字堤3005番地 1
------	----------------

- 2 救急病院の認定の有効期間
平成21年10月31日から平成24年10月30日まで

宮崎県告示第 680号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字柚之内5372・5380・5406-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 681号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字竹之元下5006、5007-2、5010-1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 682号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字竹之元下4996

- 1、5002-1、5002-10、5002-11

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 683号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1509-2・甲1510-1・甲1515・甲1516-4・甲1519から甲1521まで・甲1528から甲1530まで・甲1531-1・甲1531-15・甲1532・甲1532-2・甲1533・甲1534（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、甲1531-19、甲1531-20

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字奉射丸甲1531-19・甲1531-20（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 684号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字一氏字楸ヶ平 863-12・863-16・863-18・863-20・863-22・863-24・863-25・863-27・882-3（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに申間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら早鈴店
都城市早鈴町1924番1 外6筆
- 2 意見の概要
 - (1) 夜間における騒音レベルの最大値が全ての地点において基準値を超えていることから、基準値内に抑えるよう対策を講じること。また、届出書の騒音測定に関する資料の周波数の数値が50Hz（西日本は60Hz）を用いて騒音レベルを算出していることから、再度、正式な基礎数値を用いて資料の再提出をすること。
 - (2) 店舗出入口（I-2）に関しては、市道早鈴 409号線が近接していることから、国道 222号から北進してくる車輛の左折合図によっては、右折入庫による来店車輛が市道または出入口（I-2）への進入なのか判断しにくい状況にあり、事故を引き起こす原因となる恐れがあることから、出入口（I-2）は左折出入庫のみとし、来店者にわかりやすい案内表示板の設置をすること。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年10月22日から平成21年11月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫都城店
都城市栄町16-8
- 2 意見の概要
意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年10月22日から平成21年11月24日まで

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
税務電算トータルシステムのソフトウェア貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年9月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
190,140,480円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マイクロフォーカスX線CT装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
サツマ薬品株式会社 鹿児島県鹿児島市西千石町10-5
- 5 落札金額
23,919,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成21年8月24日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

大阪府松原市立部五丁目 4 番 1 - 203号

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
非接触 C N C 三次元測定機 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東 2 丁目
10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社八反金物店 宮崎県小林市細野2152番地
- 5 落札金額
19,414,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成21年 8 月24日

- 2 通知すべき書類
平成21年10月13日付け宮収第 8 - 2 号の書類 (平21宮収裁第 1 号 (宮崎広域都市計画道路事業 3・5・6 号川原通線及び 3・4・5 号昭和通線) 収用裁決事件に係る 審理開催通知書)
(注意) 上記書類を受領されないときは、平成21年11月12日をもって通知があったものとみなされます。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成21年10月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射イミュニティ試験システム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東 2 丁目
10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社テクノサイエンス・ジャパン 東京都世田谷区玉川台
2 丁目28番地 5 号
- 5 落札金額
39,354,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成21年 8 月24日

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第 2 号

土地収用法施行令 (昭和26年政令第 342号) 第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成21年10月22日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第46条第 2 項の規定により、下記 1 の者に通知すべき下記 2 の書類は、当収用委員会事務担当課 (宮崎県県土整備部用地対策課) において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 通知を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
福 井 ミヤ子	住所不明 ただし、住民票上の最終住所